

京都大学楽友会館使用規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																
<p>(前 略) (使用料等) 第6条 使用者のうち<u>第三条第三号</u>の者は、別表に定める施設使用料を納付しなければならない。 2 一旦納付された施設使用料は、<u>第九条第二項</u>により使用の許可を取り消した場合を除き、返還しない。 (中 略) (開館時間) 第10条 開館時間は次の休館日を除き<u>午前九時より午後九時</u>までとする。 日曜日 <u>十二月二十九日</u>から<u>翌年一月三日</u>まで その他総長が定める日 (事務処理) 第11条 使用許可に関する事務は、<u>人事部職員課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>(使用料等) 第6条 使用者のうち<u>第3条第3号</u>の者は、別表に定める施設使用料を納付しなければならない。 2 一旦納付された施設使用料は、<u>第9条第2項</u>により使用の許可を取り消した場合を除き、返還しない。 (開館時間) 第10条 開館時間は次の休館日を除き<u>午前9時より午後9時</u>までとする。 日曜日 <u>12月29日</u>から<u>翌年1月3日</u>まで その他総長が定める日 (事務処理) 第11条 使用許可に関する事務は、<u>人事・共済事務センター</u>において処理する。 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>																
別表	別表																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>室 名</th> <th>定 員</th> <th>全 日</th> <th>半 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	室 名	定 員	全 日	半 日	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>室 名</th> <th>定 員</th> <th>全 日</th> <th>半 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	室 名	定 員	全 日	半 日	(同 左)			
室 名	定 員	全 日	半 日														
(略)																	
室 名	定 員	全 日	半 日														
(同 左)																	
備考 <p>一 全日とは、使用時間が<u>四時間</u>を超える場合を、半日とは、使用時間が<u>四時間以内</u>の場合をいう。 二 使用時間が<u>八時間</u>を超える場合の施設使用料は全日の施設使用料の額に半日の施設使用料の額を加算した額とする。</p>	備考 <p>1 全日とは、使用時間が<u>4時間</u>を超える場合を、半日とは、使用時間が<u>4時間以内</u>の場合をいう。 2 使用時間が<u>8時間</u>を超える場合の施設使用料は全日の施設使用料の額に半日の施設使用料の額を加算した額とする。</p>																